

# 経営者保証に関する対応

- 経営者保証に拠らない融資の実績・事例が積み重ねられつつある近況を踏まえ、今般、経営者保証ガイドライン対応保証制度は廃止し、保証時・期中時（借換や条件変更時）や事業承継時といった企業経営の各ステージにおいて、新たな運用・制度を開始することとする。
- 併せて、経営者保証ガイドラインに則った各信用保証協会の対応実績について、平成30年度分から公表を開始する（同年度分の実績は平成31年度第1四半期を目途に公表予定。）。

## ●保証時／期中時（借換or条件変更時）

プロパー融資で経営者保証を外している場合	<b>【BK連携型】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・申込金融機関が、そのプロパー融資について経営者保証を不要としている場合であって、法人と経営者の分離、債務超過でもなく赤字でもない等の要件を満たしている場合には、経営者保証を不要とする運用を行う。</li><li>・金融機関から、法人と経営者の分離等の要件を満たしていることを確認する書類の提出を受けた場合に、取扱いを行う。</li></ul>
プロパー融資で経営者保証を外していない場合 又は 保証付き融資のみの場合	<b>【財務型】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・法人と経営者の分離等の要件は求めず、一定の財務要件（※）のみを求める制度を創設する。 ※自己資本比率20%以上等、特定社債保証制度と同程度の要件</li></ul>
担保により十分な保全が 図られる場合 ※プロパー融資の有無は問わない	<b>【担保型】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・企業又は経営者本人が所有する不動産について担保提供があり、十分な保全が図られる場合は、経営者保証を不要とする運用を行う（運用方法・基準等は各協会が独自に定める。）。</li></ul>

## ●事業承継時

事業承継を行う場合	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業承継時、旧・新経営者の両方から経営者保証をとることは基本的に行わないものとする運用を行う。<ul style="list-style-type: none"><li>※旧経営者の経営者保証が残る場合は、基本的に新経営者の経営者保証の追加は要しない。</li><li>※既存分の返済が正常であり、旧・新経営者の意向がある場合には、基本的に旧経営者の経営者保証を解除し、新経営者の経営者保証を追加する。</li></ul></li><li>・これに加え、上記の保証時／期中時の運用を併せて行うことで、新経営者の経営者保証を追加せずに旧経営者の経営者保証を解除することも可能。</li></ul>
-----------	--